

協同組合論(1) 繰り返される労組攻撃と業界の荒廃

4月号から6月号まで3回に分けて、協同組合と「関生型運動」について掲載します(機関紙部)。

ア.生コン業界の構造問題と労使関係

「我々生コン業界は、セメントメーカーというトラとゼネコンというライオンに囲まれた草食動物のシマウマみたいなものです。(労働組合の力も借りて)大同団結して闘うしか残された方法はない」(1994年、松本光宣大阪広域生コンクリート協同組合初代理事長)。松本理事長が指摘するシマウマ・・・経営者と協同組合、メーカー直営社と専業主業者、アウト社(協同組合未加入社もしくは員外社という)とイン社(加入社もしくは員内社という)、そして労働組合のある事業所と未組織の事業所・・・実に様々なシマウマが無秩序にひしめいている。

この業界をガバナンスする「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

80年代前半から90年代前半の「暗黒の10年」(某生コン企業経営者の言)。それは関生にとっても第一次刑事弾圧(1982年)と共産党による組合分裂、経営側の攻勢の三重苦の「苦難に満ちたトンネルの時代」であった。一つの本のタイトルにもなった

「風は若木を鍛え、育てる」は武委員長が好んで使うフレーズだが、苦難の時代にあっても武委員長持前の樂觀性が生き生きと脈打ち、展望を切り開く。その後、連帯・関生と協同組合はそれぞれ共同して、新たな協同組合実践の取り組みを進めてきた。そのことは、以下の生コン産労の坪田委員長の話で明らかだ。――「生コン業界の発展・安定のため政策課題を推進し、そのリーダーシップを発揮してきたのが連帯労組であり、武委員長である。労働組合が業界安定に全力で取り組み、成果が出てくると、政界や経済界が国家権力を利用して活動を妨害し、業界環境を破壊しよう」と画策、第二次刑事弾圧(筆者注記：2005年1月13日武委員長らの逮捕、1年2ヵ月におよぶ長期勾留)も正当な組合活動に対する不当な介入であり、生コン会社に対して協同組合へ加入するよう要請することは組合活動の範疇であり、怒りをもって抗議する(2005年1月23日於エルシアター「関西地区生コン支部にかけられた業種別運動つぶしを目的とした不当弾圧に対する緊急抗議決起集会」における坪田健一生コン産労委員長の主催者挨拶)。

には最近(2010年)まで協同組合法は存在していなかったが、同国の酪農協同組合は世界的にも有数の発展を遂げてきた。日本でも、初期の信用組合、製茶組合、生糸販売組合も同様であった。協同組合運動は実践が先行し、協同組合法が後から生まれた。戦後、農業協同組合法(1947年)・消費生活協同組合法(1948年)・中小企業等協同組合法(注1：中協法と略す、1949年)ができて、協同組合運動の発展を促進した。「中協法」の施行は1949年だが、生コンの工業組合・協同組合が設立されたのは1964年の大不況の後である。関西で生コン協同組合が最初にできたのが、1970年の紀南生コンクリート協同組合(10社・11工場)、これを皮切りに70年代に次々と15の協同組合が設立されている(中小企業組合総合研究所編「関西生コン産業60年の歩み 1953～2013」p.80)。この時代の事業協同組合の設立は、70年代半ばをピーク(製造業全体で71%が雇用調整を実施)とする産業合理化の嵐のなかで不況業種に指定された業界は「基本問題委員会」を設置し、行政指導の下に生産制限・価格制限・設備制限・設備廃棄(廃棄された設備・機械等は国が買い上げた)などの不況カルテルを実施した時期と軌を一にして

「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

以下、「告発―逮捕劇の深層」(安田浩一著、アットワークス刊)の第6章「生コン産業」の第6章「暗黒の10年」の半ばの89年には、関西各地の形式だけの協同組合は崩壊の兆しを見せてきた。アウトとインが拮抗し、激しい価格競争が勃発し、体力の乏しい企業が倒産の危機を迎える。競争激化や工場増設によって生コン価格の値崩れ、シェア低下、さらに経営側内部対立も加わり、もはや協同組合の存在意義を失っていた。協同組合の「協同化・協業化」の最低の機能をどこの協同組合ももたせていなかった。

名譽教授、協同組織論の第一人者)の話は、「生コン産業は受け身の産業で売り込んで需要の増える産業ではない。需要が減り、苦しくなればなるほど、協同組織というものを生かすべきである」。自社の利益追求に走り、業界共通の理念(協同主義)を持たなかったことが近代化を妨げ、働く労働者の雇用と労働条件を脅かしてきた。百瀬の講演は生支部の想いと重なった。90年代初頭、「崖っぷち」と称される業界の凋落を経験した関生支部は、以降、確信をもって協同組合の強化・拡大という政策運動を進めていく。

この業界をガバナンスする「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

90年代初頭、関西生コン業界は業界始まって以来の危機を迎えた。生コンの価格は下落の一途をたどり、一立米当たり一万三千円程度で70～80年代に推移していた生コン価格が実勢で七千円程度になり、売れば売れば赤字が出る「逆ザヤ」現象になり、倒産や工場閉鎖が相次ぐ。中小がひしめく生コン業界は限られたパインのなかで苛烈な競争を繰り返すことになって疲弊し、「崖っぷち」と称される凋落を経験することになる。

協同組合は長い歴史のなかでいくつもの困難に遭遇しては創造的な協同組合実践で自らの能力を押し上げてきた。とはいえ、その事業と運動には克服されなければならない課題や問題が内外から矢継ぎ早に現れ、協同組合を追い詰めることもしばしばある。

この業界をガバナンスする「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

二つは、グローバルゼーションに関係するが、成長と合併による大規模化は協同組合の特質である「非営利性」と「民主的性格」を希釈化させ、事業と組織において旧弊(資本主義的私企業体質)が構造的に温存され、これが頭をもたげてくる。大阪広域協同組合は、1994年、業界が関生ほか三労組「政策協議会」に協力を求めて設立され、現在、164社・189工場の日本一の協同組合になったが、早

視さるべき)、協同組合主義が一貫して追求してきた課題、つまり、商品の生産や流通領域における計画化や調整能力を失い、組合員(企業)や就業員(労働組合員)それに他のステークホルダーのニーズや要求に応える能力を次第に消失していく状況を生み出すもので、協同組合の実体を足元から失っていくケースである。これを失うとどうなるか。最も恐れる事態が生起する。

この業界をガバナンスする「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

三つ目は(これが最も重大であることは当事者間で争いのない事実。労使間の協議手続や「平和条項」(※注2)が争点になっているような「要求不履行」の事業所での履行を求めて行った、12月12日～18日間のストは「加害目的の抜き打ちスト」には当たらない(外尾健一「労働争議」p.56)。ストの結果、奈良・京都・滋賀・和歌山・大阪兵庫生コン経営者会との間で、大型車一日最低五万五千円の運賃引き上げで合意が成立した。

競争原理と連帯原理の違いはなにか、協同組合の基本理念を心得ぬ者が求める「正義の鉄槌」(大阪広域協同組合HP)3月度対策本部長ご挨拶)とは一体どんなものか? 【※注2の注釈は次号掲載】

「関生型運動」考察と「労働運動要論」5

要 宏輝のコラム

協同組合は法がなくても作ることはできる。デนมマークのタイトルに

カルテルの実施を円滑化するために、協同組合をふくむ事業団体の組織化を促し利用も



「関生型運動」考察と「労働運動要論」5

講師の百瀬恵夫(明治大学)

三つ目は(これが最も重大

協同組合論(2) 協同組合実践と「関生型運動」

4月号から6月号まで3回に分けて、協同組合と「関生型運動」について掲載します(機関紙部)。

才、独占禁止法と協同組合…

「共同して経済を営む」
実践は十分か?

独占禁止法(独禁法)の歴史的意義は、19世紀の経済的自由の弊害を克服し、20世紀の経済的公正を実現するところにあった。「経済的公正」と

「独占禁止」の二つ、あるいは一つを憲法で規定している国は多い。さらに三つ目の「協同組合の保護育成」を、憲法上明記されている国は51か国にのぼる。日本は三つとも憲法に書き込まれていないが、お隣の韓国は三つとも憲法に書き込まれており、実践も先行している(ソウル協同組合都市構想「津田直則「連帯と共生」新たな文明への挑戦」p.98)。

現在の大阪広域生コン協会の一部執行部の「組合攻撃」等の所業は、業界の団結組織である経営者会や協同組合を分裂させ、組織を自分からぶち壊す愚行というほかない。自分から進んでトラやライオンに餌食になるようなものだ。しかし、20世紀後半から今日に至る、新自由主義の経済政策によって経済的公正はむしろ後退・悪化させられた。いわゆる「市場の失敗」(市場の調整メカニズムが機能しないこと)が起こった結果、規制緩和の弊害による労働・雇用条件の悪化が生じている。

さらに富める者と貧しい者、都会と地方といった格差を助長し、時には対立さえ生んでいる。いわゆる「結果の平等」ではなく「機会の平等」を重視する新自由主義の経済政策がこうした状況を生み出している。規制緩和し、能力のあるものが富を蓄積すれば、自然とその恩恵が広く行き渡る」とされる、いわゆる「トリクルダウン」は実現しなかった。富の偏在があっても総体としてそれが最大化していればよいのであって、「分配」の問題はほとんど考慮されることはなかった。

力、鼎立(ていりつ)する労働組合・経営者会、協同組合の「産業民主化共闘」…関生型運動の神髄

業別統一闘争は、「統一要求↓統一闘争↓統一妥結」の貫徹だった。これを、総評時代から今日まで継続して闘っているのが関生つまり関生型運動だ。協同組合関係の経営者会との「集団交渉」を軸に産業別統一闘争を展開している。そこで合意された賃金をはじめとする労働条件は、生コン製造・輸送・バラセメント輸送、生コン庄送の三種に適用され、日々雇用や出入り輸送業者の運賃にも伝播(でんぱ)する。これが生コンの原価構成に組み込まれ販売価格に反映される。生コンの共同価格(カルテル)は賃金力によって、電気料金のように組み込まれている。

「共同して経済を営む」実践は十分か?

業別統一闘争は、「統一要求↓統一闘争↓統一妥結」の貫徹だった。これを、総評時代から今日まで継続して闘っているのが関生つまり関生型運動だ。協同組合関係の経営者会との「集団交渉」を軸に産業別統一闘争を展開している。そこで合意された賃金をはじめとする労働条件は、生コン製造・輸送・バラセメント輸送、生コン庄送の三種に適用され、日々雇用や出入り輸送業者の運賃にも伝播(でんぱ)する。これが生コンの原価構成に組み込まれ販売価格に反映される。生コンの共同価格(カルテル)は賃金力によって、電気料金のように組み込まれている。

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要するに、アベノミクスを

とである。総評全国金属の産

法に「下請振興基準」(第4項、

の行った公共事業はどう違う



要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

とである。総評全国金属の産

法に「下請振興基準」(第4項、

の行った公共事業はどう違う

【前回からの注釈】

(注1) 中小企業等協同組合法第1条(法律的目的) この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(注2) 平和条項… 争議行為の開始についての手続的順序を定めるものが多く、これを「平和条項」という。しかし争議行為は元来使用者に損害を与えることを目的とするものであるから、権利濫用の法理は妥当しない。反対に、平和条項においてストライキの開始手続きや予告日数につき著しく不当な拘束を付するものは、ストライキ弾圧の色彩がよく、当該条項は無効と判断されることとなる(宮島尚史「争議対抗手段の法理」p.74)。

(注3) 独禁法第22条(適用除外要件)… この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。①小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。②任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができず、かつ、各組合員が平等の議決権を有すること。④組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

(注4) 下請振興基準 第4… 対価の決定の方法の改善(1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮し、合理的な算定方式に基づき、下請事業者及び親事業者が下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、協議して決定するものとする。(2016年12月14日改正)。

協同組合論(3) 協同組合の課題と未来

キ. 「真の協同組合」へ法的整備

日本の各種協同組合法における目的と事業について。各種協同組合はそれぞれがその根拠法(特別法)を持っていて、日本の場合、産業政策として立法化されたものである。営利法人は会社法によって、非営利法人は一般社団・財団法人によって規制されているが、協同組合に関しては個別の各種協同組合法しか存在せず、全体を規制する法律がないところに重大な問題、法人制度の重大な欠陥を抱えている。国際協同組合同盟(ICA)が定めた「協同組合のアイデンティティ定義・価値・原則」が各種協同組合法に批准されていない。協同組合に属する組合員企業を「個別経済体」とみるか、「共同経済社会」とみるか、その二面性を引きずったままである。後者の方が企業の社会性を重視し、賃金・報酬・配当・税金などの適正支払いを行う「理想形」である。

ク. 協同組合とアンシエーション

現在、①各種協同組合法の見直し、②協同労働の協同組合法の新設、③協同組合基本法(統一法または一般法)の成立といった課題が提起されている。とりわけ②「協同労働の協同組合法(労働者協同組合または生産協同組合とも呼ばれる)」は超党派の議員立法として準備され今年中に成立する可能性がある(その法制化運動の推進者であり、筆者の古友人でもある津田直則が引き継がれている。根本は、

生産者(労働者)が自主的に助け合い協同する組織(アンシエーション)をもち、その組織の拡大強化から連続的・漸進的に新しい社会をつくっていくという思想である。組合主義であり、「前衛政党」を嫌う。「戦争の世紀」といわれる20世紀の時代背景、「ロシアの労働者は半野蛮人」(革命当時、社会主義をつくりだすために必要な知識・教育を持っていなかった)という事情のなかで、力をもった強権派マルクス主義(ボルシェビキなど)に弾圧・粛清されたが、21世紀ではこの流れの方が時代に合い、相互扶助を軸に社会改革のために闘っていくという思想が再評価され、勢いをもってきている。

このも言うことができる。左翼の運動方針は、国家権力を奪ってからでないと社会改革はできないという、ソ連型の方針または類似の方針から脱却できていない。労働組合運動や政党の組織力に代わって、新しい社会運動といわれる。この、新しい社会運動は「権力奪取」の前から「いまここ」で社会変革を実現していくという意思をもって展開されている。商品生産や流通を媒介しない利殖の仕組みを広げ、搾取・剰余価値の領域を蚕食していく。

倒産整理手続きに抗し、未踏の闘争を展開していた。「会社はつぶせても組合はつぶせない」「確信が、ならば、組合が会社を自主管理する」レベルの闘いつまり労働・所有・経営参加の生産協同組合へと導いた。イタリアやフランスのように協同組合の先進国であったならば、闘いはもっと飛躍、拡大していただろう。

報委員会の広報や「広域協組に対する6項目提言」(注7)など連帯HPに搭載)。遅かれ早かれ、所管行政からの指導・制裁を招き、公共事業からの排除、社会的にも断罪されるだろう。連帯・関生は、「我々は、四人組やヤクザ・チンピラに支配される協同組合に断固反対し、正常な業界作りを目指します!」(2018.3.3 0連帯ブログ)と反転攻勢を強めている。

現代資本主義下、協同組合の歩む道・情報は民主主義の貨幣

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務・注6)。現在の大阪広域協組の1部理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割り付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「(そ)」(富田順一「労働者協同組合」その思想と運動」P114)『階級的協同組合論』。

最後に、協同社会の「将来像」と道程(道のり)。前述の法制度整備と並行し、労働者(生産者)が労働組合と協同組合を連携させ、社会システムに張りめぐらされた「権力のネットワーク」をいたるところから、弱め、掘り崩し、変質させること。人間にとって、権力もその支配も要(い)らない。要るのは情報権・協議権・参加権である(代議制に立つ古い民主主義)協同的学習に立つ新しい民主主義)。そのためにはすべての情報がすべての人に共有されなければならない(人民のための情報革命)。それによってすべての人・地域・国の多様性・公平性・自治・協同に立つ正しいグローバルゼーションが進められる。

津田直則が引き継がれている。根本は、ゆる工場占拠を続けながら、

筆者がアンシエーション、とりわけ生産協同組合に接近したのは、倒産の嵐(1975~80年代)の時代、そして工場占拠・自主生産・労働者管理の闘いと重なる。いわゆる工場占拠を続けながら、

協同組合の民主的管理の原則: 理事(経営管理)は、法令遵守の人格者!

現代資本主義下、協同組合の歩む道・情報は民主主義の貨幣

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務・注6)。現在の大阪広域協組の1部理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割り付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「(そ)」(富田順一「労働者協同組合」その思想と運動」P114)『階級的協同組合論』。

最後に、協同社会の「将来像」と道程(道のり)。前述の法制度整備と並行し、労働者(生産者)が労働組合と協同組合を連携させ、社会システムに張りめぐらされた「権力のネットワーク」をいたるところから、弱め、掘り崩し、変質させること。人間にとって、権力もその支配も要(い)らない。要るのは情報権・協議権・参加権である(代議制に立つ古い民主主義)協同的学習に立つ新しい民主主義)。そのためにはすべての情報がすべての人に共有されなければならない(人民のための情報革命)。それによってすべての人・地域・国の多様性・公平性・自治・協同に立つ正しいグローバルゼーションが進められる。

現代資本主義下、協同組合の歩む道・情報は民主主義の貨幣

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務・注6)。現在の大阪広域協組の1部理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割り付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「(そ)」(富田順一「労働者協同組合」その思想と運動」P114)『階級的協同組合論』。



要 宏輝の「フム」 「関生型運動」考察と「労働運動要論」(7)

津田直則が引き継がれている。根本は、ゆる工場占拠を続けながら、

筆者がアンシエーション、とりわけ生産協同組合に接近したのは、倒産の嵐(1975~80年代)の時代、そして工場占拠・自主生産・労働者管理の闘いと重なる。いわゆる工場占拠を続けながら、

協同組合の民主的管理の原則: 理事(経営管理)は、法令遵守の人格者!

現代資本主義下、協同組合の歩む道・情報は民主主義の貨幣

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務・注6)。現在の大阪広域協組の1部理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割り付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「(そ)」(富田順一「労働者協同組合」その思想と運動」P114)『階級的協同組合論』。

最後に、協同社会の「将来像」と道程(道のり)。前述の法制度整備と並行し、労働者(生産者)が労働組合と協同組合を連携させ、社会システムに張りめぐらされた「権力のネットワーク」をいたるところから、弱め、掘り崩し、変質させること。人間にとって、権力もその支配も要(い)らない。要るのは情報権・協議権・参加権である(代議制に立つ古い民主主義)協同的学習に立つ新しい民主主義)。そのためにはすべての情報がすべての人に共有されなければならない(人民のための情報革命)。それによってすべての人・地域・国の多様性・公平性・自治・協同に立つ正しいグローバルゼーションが進められる。